

全自動式貸金庫規定

第1条 格納品の範囲

1. 貸金庫には次に掲げるものを格納することができます。
 - (1) 公社債券、株券その他の有価証券
 - (2) 預金通帳、証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - (3) 貴金属、宝石その他の貴重品
 - (4) 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
2. 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

第2条 契約期間等

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当組合から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了の日の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

第3条 使用料

1. 貸金庫の使用料は、当組合所定の料金により1年分を前払いするものとし、毎年4月1日（当日が休日の場合には翌営業日）に、借主が指定した預金口座から、預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。
2. 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
3. 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

第4条 鍵の保管

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当組合が保管します。

第5条 貸金庫の開閉等

1. 借主または借主があらかじめ届出た代理人に「貸金庫カード」（以下カードといいます。）を発行します。
2. 開閉にあたっては、借主または借主があらかじめ届出た代理人がカードを操作機に挿入し、届出の暗証番号をボタンにより操作のうえ、正鍵を使用して行ってください。
3. 貸金庫格納品の出し入れは、当組合所定の場所で行ってください。
4. 貸金庫の利用後は、施錠を確認のうえ、操作機の返却ボタンを押してください。
5. 借主または代理人が暗証番号を3回連続して間違えた場合、貸金庫の利用ができなくなります。この場合、平日窓口営業時間内に窓口でお問い合わせ下さい。
6. 停電、故障等によりカードによる貸金庫開閉ができないときは、当組合所定の「貸金庫開扉票」に記名のうえ、カードとともに窓口へ提出してください。
7. 平日窓口営業時間外および土・日・祝日に貸金庫設備の故障等が発生した場合、貸金庫の開閉に对应じられないことがあります。また、故障等の状況によっては、貸金庫業務を休止することがあります。このために生じた損害について当組合は責任を負いません。

第6条 届出事項の変更等

1. カードまたは印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、カード暗証、その他

の届出事項に変更があったときは、ただちに書面により当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。正鍵を失ったとき、もしくは毀損したときも同様とします。

2. 届出のあった名称、住所に宛てて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達したものとみなします。

第7条 成年後見人等の届出

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第8条 カード、印章、鍵の喪失時の取扱い

1. カード、印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当組合所定の手続きをした後に行なってください。この場合、相当の期間をおき、また、連帯保証人を求めることがあります。
2. 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替に要する費用を支払ってください。なお、当組合が貸金庫の変更を求めたときは、ただちにこれにに応じてください。
3. カードを失った場合のカード再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、当組合所定の手数料を支払ってください。

第9条 暗証照合、印鑑照合等

1. 当組合の操作機によりカードを確認し、開庫のための操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して開庫その他の取扱いをした場合は、カードまたは暗証につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
また、操作機の故障等の場合に、当組合の窓口においてカードを確認し、貸金庫開扉票、諸届、その他の貸金庫取引に関する書類に使用された暗証または印鑑と届出の暗証または印鑑との一致を確認のうえ取扱いした場合も同様とします。
2. 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めただけ印鑑使用者が正当な権限を有しないと判断される特段の事由がないと当組合が過失なく判断して取扱った場合は、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
3. 前1項、2項において使用される正鍵について、当組合は確認する義務を負いません。

第10条 損害の負担等

1. 災害、事変その他の不可抗力の事由または当組合の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当組合は責任を負いません。
2. 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても、当組合は責任を負いません。
3. 借主もしくは代理人の責に帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第11条 反社会的勢力との取引拒絶

この貸金庫は、第12条第3項第1号および第2号の各号のいずれにも該当しない場合に利用す

ることができ、第12条第3項第1号および第2号の各号の一でも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の利用申込みをお断りするものとします。

第12条 解約等

1. この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続きをしたうえ貸金庫をただちに明け渡してください。

なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。

2. 次の各号の一つにでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、ただちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。

第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- (1) 借主が使用料を支払わないとき
- (2) 借主について相続の開始があったとき
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- (4) 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- (5) カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき
- (6) 借主または代理人がこの規定に違反したとき

3. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引をご継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、ただちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。

- (1) 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
- (2) 借主または代理人が、次に掲げる属性要件に該当することが判明した場合、および行為要件に該当する行為を行った場合。

<属性要件>

暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次の各号に該当すること。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

<行為要件>

- ① 暴力的な要求行為。
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③ 取引（口座開設、融資、返済等）に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為。
- ⑤ その他前各号に準ずる行為。

4. 前3項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡しの日までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは、ただちに支

払ってください。

なお、当組合はこの不足額を明け渡しの日^に第3条第1項の方法に準じて、自動引落しすることができるものとします。

5. 第1項から第3項の明け渡し^が3か月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理、もしくは一般に^{と認められる}方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には^{と認められる}廃棄することができるものとします。

なお、当組合は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを^{と認められる}求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

6. 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。

この場合、不足額が生じたときは、当組合からの請求があり次第支払ってください。

第13条 貸金庫の修繕、移転等

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当組合が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、ただちにこれに応じてください。

第14条 緊急措置

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫し^{と認められる}臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当組合は責任を負いません。

第15条 譲渡・転貸等の禁止

1. 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。
2. カードは譲渡、貸与または質入れすることはできません。

第16条 連帯保証人

連帯保証人は、この契約から生じるすべての債務について、借主に連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

第17条 規定の変更

1. 本規定の各条項は、借主の一般の利益に適合するときまたは変更が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合には、変更することができるものとします。
2. 前項により本規定の条項を変更する場合は、本規定の条項を変更すること、その内容および変更の効力発生時期を当組合のホームページに掲載します。
3. 前項に定める変更の効力発生時期は、当組合のホームページの掲載により借主が変更を周知するのに必要な期間を経過した後の時期を定めるものとします。

以上

令和2年4月1日 現在